

最高裁 外国通貨により他の外国通貨等を取得する取引の為替差損益についての判断

事件の概要

本件は、日本の居住者（納税者）が、自己の資産（約 105 億円）を送金し、その運用をスイスの金融機関に一任していた取引に係る課税事案です。納税者が、その運用の一環として、外国通貨から他の種類の外国通貨や外国通貨建ての有価証券を取得する取引によって、取引前に保有していた外国通貨が円換算により為替差損益に係る雑所得が生じているとして、課税当局から更正処分を受けたため、その取消しを求めたもので、最高裁（第三小法廷）は、令和 8 年 6 月 16 日に納税者の上告を棄却しました（国側勝訴）。

納税者の主張について

納税者は、外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われても、取得後の為替変動リスクが依然として残るため、最終的に円へ交換するまで為替差損益は確定しない、と主張しました。そして、本件各取引に係る為替差損益に課税することは、未確定及び未実現の利益に課税するものとして許されないとも主張し、結果的に、課税当局が、本件各取引が行われた日の属する年における「収入すべき金額」（所得税法 36 条 1 項）として各年分において為替差損益に係る所得が生じている、とした原審の判断には、所得税法の解釈適用誤りがある旨の主張をしていました。

最高裁の判決内容について

最高裁は、円貨への交換を伴わない外貨間の取引や、外貨建による同一通貨建て有価証券の取得でも為替差損益が実現するとして、次のとおり判断しました。

- ① ある外国通貨により他の種類の外国通貨や、同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われた場合、変動する外国為替の売買相場の下で、円貨との関係において変動していたある外国通貨の経済的価値は、取得資産の価値として固定化される。
- ② 他の種類の外国通貨又は有価証券を取得することにより、当初の外国通貨の取得時の経済的価値を上回る部分が実現した利得になる。
- ③ 結果、居住者が外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引を行った場合、これらの取引を行った日の属する年分の所得の金額の計算上、これらの取引時における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額が「収入すべき金額」となるとと解するのが相当である。

実務上の問題点について

最高裁の判決によりますと、例えば、X1年1月に米ドル1,000を金融機関に預け、この時の為替レートが1ドル150円とします。同年6月にこの米ドル1,000で同額の米国国債を購入し、この時の為替レートが1ドル160円であったとします。その後、この国債をX2年6月に売却し、その時の為替レートが150円であったとします。

この場合、最高裁の判決に則ると、X1年には、為替益として(160円-150円)×1,000ドル=10,000円発生することになります。納税者の主張では、X2年6月に米国国債を売却するときに精算(為替差損益無)するので、X1年には為替益は生じません。

実務上、為替益の金額が多額になる場合、外貨建ての資産以外に資産の保有がない場合には、納税資金捻出のため保有している有価証券を売却する必要も生じます。また、上述の例のように一旦納税した後で、翌年に円高になった場合には、収めた税金は還付されないことになり、納税者にとって納得いかないのも理解できます(雑所得は繰越控除の対象外)。この点を意識してなのか、この最高裁判決には、裁判官から次の補足意見※が出されています。

「所得税法独自の観点から、為替差損益に係る課税の在り方について、収入すべき金額、収入すべき権利、具体的な所得の計算方法等の在り方、例外的取扱いを認めるのであればその要件や内容について抜本的に検討し、必要な法的な手当を講じていくことが強く望まれているというべきである。(原文のまま)」

今後、補足意見を受けて税制改正等で法整備が想定されますので、引き続き、国税当局の為替差損益の取扱いについて留意する必要があると思われます。

※ 最高裁の判決について、裁判官の多数意見の結論に賛成した裁判官が、自らの立場や理由や論理をさらに補足・説明するために付け加える個別意見のことで、判決文には触れられなかった視点や同種案件に向けた問題提起を行ったりするときに出されます。

GTMは外国為替の換算等への対応サポートを行います

今回の事件のように、外貨建て資産の期末評価は通達等で規定されているものの、その計算は複雑です。GTM税理士法人では、長年にわたり国税局調査部等で調査事務を経験した経験豊富な国税OBが活動しております。税務調査時における対応や交渉などについても経験が豊富であり、為替換算に限らず、幅広く取引に係る税務問題についてサポート及びアドバイスをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

税務調査における対応でお悩みがございましたら GTM 税理士法人の下記担当までご連絡ください。

税理士 丸山 聖司 竹内 之真 電話：03-3242-0301
 携帯：080-1542-6021 080-1310-4507
 maruyamas@gtmri.co.jp takeuchiy@gtmri.co.jp